

## 〔商法 五五一〕

譲渡制限株式の共同相続人の一人に対する会社の株式  
売渡請求の可否

（東京高裁平成二四年一月二八日判決  
平成二四年(ホ)六二二九号株主総会決議取消請求控訴事件  
資料版商事法務三五六号三〇頁）

## 〔判示事項〕

会社は、持分割合が確定していない準共有状態の相続株式について、準共有者（共同相続人）の一部の者のみに対して売渡請求をすることができる。

## 〔参照条文〕

会社法一七四条～一七七条

## 〔事実〕

X（原告・控訴人）は、Y株式会社（被告・被控訴人）の株式一七万八〇〇〇株を有していたが、平成二三年四月四日、夫であるAが死亡したことにより、同人が有していたY会社の株式八八万株（本件株式）を遺言によって取得した。

XとAの長女であるBは、平成二三年一〇月二七日、Xに対して遺留分減殺を請求した。

Y会社の株式は、全て譲渡制限株式であり、Y会社の定款第九条第二項には「相続や合併等の一般承継により株式を取得した者に対し、本会社は当該株式を本会社に売り渡すことを請求できるものとする。」旨の規定（本件規定）があったため、Y会社は、平成二四年三月二二日に臨時株主総会を開催し、Xに対して同人が有する本件株式全部をY会社に売り渡すことを請求する旨の決議を行った（本件決議）。

Xは、本件規定によって売渡しの請求をし得る相手方は、Y会社の株式を単独で有している者またはY会社の株式を

準共有している準共有者全員であり、本件規定上、Y会社の株式を準共有している者の一部の者に対して売渡しの請求をすることは認められないところ、Xは、Bによる遺留分減殺請求の結果、Bと本件株式を準共有することとなり、本件決議においては、本件株式について準共有者の一人であるXに対してのみ売渡しの請求をする旨が定められていることから、本件決議の内容は本件規定に違反すると主張して、本件決議の取消しを求めて訴えを提起した。

原審（東京地判平成二四年九月一〇日資料版商事法務三五六号三四頁）は、次のように判示して請求を棄却した。

「本件規定の文言上、『相続や合併等の一般承継により株式を取得した者』に準共有者の一部の者は含まれないと解すべき必然性はないし、少なくとも、Y会社が、準共有者の一部の者に対する売渡しの請求を排除する趣旨で本件規定を設けたとの事実を認めるに足りる証拠はない。そして、本件規定は会社法第一七四条の規定に基づくものであるが、そもそも、同条の規定や売渡しの請求の手續について定める同法第一七五条から第一七七条までの規定によっても、株式の準共有者の一部の者に対して売渡しの請求をすることが法律上禁止されているとは解されない。」

「また、上記……の解釈は、会社法が相続人等に対する

売渡しの請求を認めた趣旨等に鑑みても妥当性を有するものと解される。

すなわち、一般承継による株式の移転は、株式譲渡制限制度による株式会社の承認の対象にはならないことから、一般承継人は当然に当該株式会社の株主となるが、一般承継人が当該株式会社の他の株主にとって好ましくないことがあり得ることから、譲渡制限株式の譲渡に株式会社の承認が必要とされている趣旨に鑑み、そのような一般承継人を当該株式会社から排除することを可能とするために会社法の制定時に売渡しの請求の制度が新たに導入されたとされている。

そして、一般承継人のうち一部の者のみが他の株主にとって好ましくないという事態が生ずることは、例えば相続のような場合には十分に想定し得るところであるが、上記の制度趣旨に鑑みれば、そのような場合には当該一部の者のみを排除することができれば制度の目的は十分に達成することが可能であり、常に、他の株主にとって好ましくないとはいえない者も含めて全員に対して売渡しの請求をしなければならぬとする必然性はないと解される。

さらに、相続の発生後に遺産分割協議等によって株式の準共有が解消された場合には、株式会社が相続人のうちの

一部の者に対してのみ売渡しの請求をすることは当然に可能であると解されるが、かかる取扱いとの均衡や、株式会社による売渡しの請求について期間制限が設けられていること（会社法第一七六条第一項ただし書）を考慮すれば、準共有が解消される前の段階において、準共有者の一部の者のみに対する売渡しの請求が認められないとすることは妥当ではないと考えられる。」

「準共有持分権は準共有者が自由に処分し得る独立の権利であることを併せ考慮すれば、本件規定上、Y会社の株式を準共有している者の一部者に対してのみ売渡しの請求をすることが認められないと解すべき理由はなく、Y会社の株式の準共有者の一人であるXに対してのみ売渡しの請求をする旨を定めたことをもって、本件決議の内容が本件規定に違反するとは認められないというべきである。」

「次に、準共有者の一部の者に対して売渡しの請求をする旨の決議が本件規定に違反しないとしても、Y会社は、本件決議において、Xの準共有持分割合を特定することなく、本件株式全部について売渡しの請求をする旨を定めていることから、かかる決議の有効性が問題となり得る。」

しかし、①そもそも、Y会社が、本件決議の時点におけるXの準共有持分割合を正確に把握することは困難である

と解されることに加え、②Xによる価額弁償や共有物分割等により、Xの準共有持分割合は変動する可能性があること、③Y会社による売渡しの請求については期間制限が設けられていることに鑑みれば、Y会社が、株主総会において、Xの準共有持分割合を特定することなく、本件株式全部についてのXの準共有持分に対して売渡しの請求をする旨を決議することも許されると解すべきである。

そして、本件決議においては、売渡しの請求の対象となるY会社の株式が、Xの準共有持分である旨は明示されていないものの、①Y会社は、本件決議がされた当時、XとBが本件株式を準共有している可能性があることを認識するとともに……、②平成二四年三月二二日開催のY会社の臨時株主総会においても、Xに対してのみ売渡しの請求をする旨を明らかにした上で本件決議をしていること……、

③Y会社は、本件訴訟において、一貫して、本件株式全部についてのXの準共有持分に関して売渡しの請求の決議をしたものであると主張していることを総合考慮すれば、本件決議は、本件株式全部についてのXの準共有持分のみをY会社に売り渡すことを請求する趣旨でされたものと認めることが相当である。なお、Xは、本件決議に基づく売渡しの請求により、Xが自らの準共有持分を超えて本件株式

全部について売主としての義務を負うことが不当であると主張するが、本件決議がXの準共有持分の範囲で効力を有するとすれば、Xは自らが有しない準共有持分については何ら法的な義務を負担しない以上、Xに特段の不利益が生じることはない。

したがって、Y会社としては、本来、本件決議において売渡しの請求の対象が本件株式全部ではなく、そのうちのXの準共有持分に限られることを明示することが望ましかったとはいえるものの、かかる明示を欠くことによつて本件決議の有効性が否定されると解すべきではなく、本件決議は、本件株式全部について、Xの準共有持分の範囲で効力を有すると解することが相当である。」

Xは控訴し、相続及び遺留分減殺請求などにより準共有状態となり、その持分割合が確定していない株式について、準共有者の一部の者に対して売渡しの請求をしようとしても、「株式の数」(会社法一七五条一項一号、一七六条一項)のみならず持分割合を定めることができず、裁判所に売買価格の決定の申立て(同法一七七条二項)をしたとしても、裁判所が売買価格を決定することは不可能であるため、上記のような株式については株式会社は相続人全員を相手に売渡請求の株主総会決議をすべきであり、本件規定

上、Xの株式を準共有している者の一部の者に対する売渡しの請求は認められないと解すべきであるから、本件決議は本件規定に違反すると補充的に主張した。

#### 〔判旨〕 控訴棄却

「会社法が相続人等に対する売渡請求制度を認めた趣旨に鑑みれば、相続人のうちの一部の者のみが他の株主にとつて好ましくないという事態が生じた場合、当該一部の者のみを排除することができれば制度の目的は十分に達成することが可能であつて、常に相続人全員に対して売渡しの請求をしなければならぬとする必然性はないこと、相続の発生後に遺産分割協議等によつて株式の準共有状態が解消された場合には、株式会社が相続人のうちの一部の者に対してのみ売渡しの請求をすることが可能であると解されていることとの均衡、株式会社による売渡しの請求については一年の期間制限が設けられていること(同法一七六条一項ただし書)などに照らせば、持分割合が確定していない準共有状態の株式について、準共有者の一部の者のみに対して売渡請求をすることが、会社法上禁止されているとは解されない。」

「なお、持分割合が確定していない準共有者の一部の者

に対して売渡しの請求をする場合の「株式の数」（同法一七五条一項一号）は、最終的に確定した持分割合の限度で有効なものとして定めることができると解され、また、株式の売買価格の決定の申立て（同法一七七条二項）がされた場合、裁判所は一株当たりの価格を定めれば足り、これに最終的に確定した持分割合を乗ずることにより売買価格が確定するものと解されるから、上記各規定を根拠として、準共有者の一部の者に対する売渡しの請求が認められないと解することはできない。」

「結局、本件規定上、Y会社の株式を準共有している者の一部の者に対する売渡しの請求が認められないと解すべき理由はないから、Y会社の株式の準共有者の一人であるXに対してのみ売渡しの請求をする旨の本件決議の内容が本件規定に違反するということはできない。」

## 〔研究〕

判旨に反対する。

一 会社は、定款をもって、相続・合併等の一般承継によつて株式を取得した者に対してその株式を会社に売り渡すよう請求できる旨を定めることができる（会一七四条）。ただし、その請求をするにあたっては、株主総会の特別決

議を要し（会一七五条一項・三〇九条二項三号）、請求は相続等があったことを会社が知った日から一年以内になければならない（会一七六条一項）。買取価格は当事者間の協議または当事者の申立による裁判所の決定によつて定められるが（会一七七条）、その財源は剰余金分配規制に服し、分配可能額の範囲に限られる（会四六一条一項五号）。この制度は、我が国の多くの中小規模の株式会社の実情に鑑み、会社にとつて好ましくない者が株主となることを防止するという定款による株式譲渡制限の趣旨を、株式につき相続その他の一般承継が生じた場合にも及ぼすことを可能にするものである（相澤哲編『Q & A会社法の実務論点20講』一〇頁）。

この制度をめぐる判例としては、会社法一七六条一項但書にいう「相続その他の一般承継があつたことを知つた日」とは、相続その他の一般承継そのものがあつたことを知つた日か株式を相続する者が確定したことを知つた日かが争われた事例において、前者であると解した東京高判令成一九年八月一六日資料版商事法務二八五号一四六頁がある（この判例については、拙稿「判批」法学研究八二巻一〇号八七頁、松尾健一「判批」商事法務一九三二号九八頁参照）。本判決は、持分割合の確定していない株式の準共

有者（共同相続人）の一部に対する売渡請求も認められることを明らかにした。新会社法の立案担当者も、株式の共同相続人中の特定の相続人に対して、その共有持分を対象として売渡請求をすることができるものと解しており（相澤編・前掲一五頁）、本判決はこれに従ったものと評価できる（中村信男「譲渡制限株式の相続人等に対する会社からの売渡請求による自社株買戻し（下）」税経システム研究所 Monthly Report 六二号一九頁は本判決に賛成するようである）。

なお、Xによる株式取得が包括遺贈と特定遺贈のいずれであるかは明示されていないが、株式売渡請求の対象となるのは包括遺贈の場合である。特定遺贈は特定承継であるから、譲渡制限の対象となり（味村治『改正株式会社法』一八頁、元木伸『譲渡制限付株式の実務（別冊商事法務四四号）』五六頁等）、会社はこれを承認しないことができる。承認されなければ、受遺者に株券が交付されていても、遺贈は効力を生じないと解すべきである。

二 遺産分割確定後に一部の相続人に対してのみ会社が株式売渡請求をなすうることはいうまでもないが、準共有状態にある相続株式について一部の相続人に対してその共有持分の売渡請求をなすうるかについては、次のような理由

によりこれを否定すべきである。

第一に、会社法の文言に反するし、株式数の確定は売渡請求の要素である。売渡請求の客体として会社法が認めているのはあくまでも株式であり、株主総会でも対象となる株式の数を定めなければならないが（会一七五条一項一号）、持分割合が確定していても、共有持分については株式数を定めようがない（加藤貴仁「事業承継の手段としての種類株式」ジュリスト一三七七号六九頁）。相続人に対する株式売渡請求を承認する株主総会決議では、売渡人となる相続人は特別利害関係人として議決権を行使することはできないが（会一七五条二項）、行使できない議決権数を確定するために売渡請求の対象となる株式数の確定を要することは明らかである。仮に決議事項としての株式数は持分割合で代替しうるとしても、Xの主張するように、持分割合が確定していなければ、決議内容は不確定であるといわざるをえない。原審判決は、会社が持分割合を把握することの困難さ、持分割合の変動可能性を指摘するが、共有持分を売渡請求の対象とする以上、持分割合は対象を特定するために不可欠な要素であり、未確定でよいわけではない。株主総会決議は売渡請求株式数の上限を設定して代表取締役は売渡請求を授権するにすぎず、請求時までに対象

株式数または持分割合が確定すればよいと解する余地もあるが、会社法一七五条一項・一七六条一項の文理解釈としては、株主総会決議は確定した売渡請求の承認と解するのが自然であるし、例えば実際には共同相続人の一部に対してしか売渡請求をしないのに、株主総会では相続株式全部を売渡請求の対象として共同相続人すべての議決権を排除して承認決議をするなど、制度が濫用されるおそれもある。原審判決も本判決も売渡請求には一年の期間制限が設けられていることを指摘するが、遺産分割未了の段階で売渡請求をせざるをえないという事情は、共同相続人全員に対する売渡請求の必要性を導くにすぎず、共有持分の売渡請求を肯定する理由にはならない。むしろ、将来共有持分が確定することを想定して共有持分未確定のまま売渡請求ができることすれば、将来遺産分割が確定することを条件として遺産分割未確定のまま売渡請求をすることもできそうであるが、そうであれば売渡請求をするまでにはさほど期間を要しないから、一年もの権利行使期間を留保したことと矛盾する。実際には、分配可能額が足りないなど、相続株式全部につき会社が売渡請求をすることができない事情もあろうが、遺産分割協議が調うまでの時間的余裕と相続人の地位の安定という相容れない要請の調整の下で一年という

権利行使期間が定められている以上、それまでに遺産分割が確定しなければ、株式売渡請求は断念せざるをえない。共同相続人の一部を株主にとどめておきたいのであれば、いったん相続株式全部につき売渡請求をした後に、自己株式の処分として買取株式の一部をその共同相続人に割り当てることも可能である。共同相続人の一部に対して共有持分の売渡請求ができないとすれば、相続株式全部を買い取れるほど潤沢な財源がない会社では、売渡請求されそうな相続人は一年間遺産分割協議に同意しないことにより、売渡請求を回避できることになってしまうから、小規模閉鎖会社の実情にそぐわず制度の実効性を減殺せしめるという批判もありえようが、財源と権利行使期間の問題は制度に内在する不可避の制約といわざるをえない。この制度が株主から強制的に株式を剝奪するものである以上、その要件の解釈は謙抑的であるべきである。

第二に、会社と他人による株式の準共有を認めることはできない。会社が共同相続人から共有持分を取得できるとすれば、会社は他の共同相続人と株式を準共有することになるが、この場合会社の保有する自己株式の権利停止等に関する規定（会三〇八条二項、会二〇二条二項、会四五三条、計規七六条二項五号等）や株式準共有者による権利行

使用者の指定に関する規定(会一〇六条)の適用をめぐって解決不能の問題を生ぜしめる。共有持分を取得した会社は他の共同相続人に対して共有物の分割請求(民二五六条)をなしうるが(相澤編・前掲一五頁)、これは共有者の権利にとどまるため、直ちに共有状態が解消される保障はないし、本件のように遺留分減殺請求がなされた場合には共有持分が確定するまでに時間がかかることもありうる。したがって、会社法はかかる準共有を想定していないといふべきである。

第三に、共有持分の売渡請求の承認決議において共同相続人は議決権を行使できるのであるか。本件決議では、相続株式につき議決権行使がどのように扱われたかは不明である。株式準共有者が株主としての権利を行使するためには権利行使者一名を指定して会社に通知する必要があるが(会一〇六条)、Xが権利行使者に指定されていれば、Xは共有株式全部につき議決権を行使できず、Bが権利行使者に指定されていれば、Bは共有株式全部につき議決権を行使できることになるであろうか。前者であれば、Bの利益が無視され、後者であれば、会社法一七五条二項の趣旨が没却されかねないため、同項は共有持分の売渡請求を想定していないといわざるをえない。

このように、会社が相続株式の共有持分につき売渡請求することは認められないとすれば、本件決議は、会社法の認めていない会社と他人の株式の準共有を目的とするものであるから、その瑕疵は決議内容の定款違反による取消原因ではなく、決議内容の法令違反として無効原因となる(会八三〇条二項)と解すべきである。したがって、本件の売渡請求も当然に無効となる。

Xの上告及び上告受理の申立は平成二五年一〇月一日に斥けられたが(資料版商事法務三五六号三二頁)、最高裁が本判決の当否を省察しなかつたのは非常に残念である。

来住野 究